

## 筑波大学山岳科学センター演習林の利用手引き

### 《演習林について》

筑波大学では、本演習林を利用して農学・林学をはじめ様々な学問分野に関わる実験・実習教育ならびに自然科学、社会科学、の研究を行っていますので、利用に際しては十分に趣旨を踏まえて利用して下さい。

### 《演習林の利用について》

1. 演習林を利用できるもの
  - (1) 筑波大学の職員及び学生
  - (2) 他大学及び他の教育研究機関の職員及び学生
  - (3) 山岳科学センター長が認めた者
2. 演習林を利用できない日
  - (1) 土曜日・日曜日、国民の祝日、夏季一斉休業日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
  - (2) 特別上記の日（年末年始を除く）に利用する場合は、事前に現地演習林へ相談ください。
3. 演習林の利用を制限または利用許可できないこと
  - (1) 宿泊する施設に空きがない場合
  - (2) 利用予定地が他の教育研究に利用されている場合
  - (3) 本学の事業や教育・研究に支障をきたす場合
  - (4) 教育・研究、研修等の利用目的から逸脱する場合
  - (5) 山岳科学センター長が不相当と判断した場合

### 《演習林の利用手続きについて》

1. 利用の申請手続き
  - (1) 利用希望者は、事前に現地演習林に電話で連絡をして下さい。
  - (2) 現地演習林の了解が得られた場合は、演習林利用申込書（様式1）および名簿（様式2）に必要事項を記入し、利用の1週間前までに次の住所に郵送またはE-mailで送付して下さい。  
郵送先：〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1  
筑波大学山岳科学センター事務室 TEL029-853-2546  
E-mail : forest-shinsei @nourin.tsukuba.ac.jp  
※迷惑メール対策のため@の前に空白があります。使用時には削除して下さい。  
なお、利用期間は最長1年までとし、年度を越える利用の場合は申込書を再度提出して下さい。
  - (3) 試験地または観測機器の設置は、事前に現地演習林に電話で連絡をして下さい。設置の了解が得られた場合は、研究計画書（様式3）に必要事項を記入し、設定予定地を印した図を本紙に添付して現地演習林へ提出して下さい。
2. 利用許可
  - (1) 山岳科学センター長が、演習林利用申込が適当と認める場合に利用許可書を発行します。
3. 宿泊施設の利用
  - (1) 宿泊施設の利用者は、使用料（光熱水料・シーツ代等）を負担していただきます。
  - (2) 詳しくは、「宿泊施設利用手引き」を参照して下さい。

## 《演習林の利用上の注意について》

### 1. 利用上の注意事項

- (1) 利用時間は、原則として、8時30分から17時までとなります。
- (2) 演習林施設及び演習林内では、職員の指示に従って下さい。
- (3) 演習林への移動や手段についても、職員の指示に従って下さい。
- (4) 原則として演習林内の動物・植物・土石等の採取を禁止しますが、教育・研究、研修等で必要な場合は、利用申込時に許可を得て下さい。
- (5) 演習林内は火気厳禁です。やむを得ず使用する場合は事前に現地演習林の許可を得て下さい。
- (6) 施設利用の際、貸与された鍵及び物品等は利用終了後、速やかに返却して下さい。
- (7) 演習林施設及び演習林内の利用及び利用後は、整理整頓・清掃等に努めて下さい。
- (8) 演習林施設及び演習林内での事故については、各自の責任になります。事前に利用手引きを熟読して安全確保に努めて下さい。

### 2. 原状回復

- (1) 試験研究等が終了した場合や試験研究等の内容が変更になり、利用対象地を使用しなくなった場合は、原状回復して下さい。
- (2) 利用許可の取り消しまたは利用の中止の場合は、原状回復して下さい。
- (3) 原状回復に必要な経費及び労力は、利用者の負担となります。

### 3. 試験地

- (1) 研究に必要な試験地または機材を設置する際には、研究計画書（様式 3）を提出して下さい。
- (2) 設置期間は最長 5 年間です。ただし、継続を希望される場合は、再度研究計画書を提出して下さい。
- (3) 設置期間を超過したにもかかわらず終了または継続の連絡がない場合は、試験地を放棄したものとみなし演習林の裁量で取り扱うものとします。

### 4. 試験終了後

- (1) 試験研究等が終了した場合は、速やかに申し出るとともに研究終了報告書（様式 4）を現地演習林へ提出して下さい。
- (2) 試験の継続を希望される場合も、設置期間終了後に研究終了報告書（様式 4）を現地演習林へ提出して下さい。
- (3) 得られた成果を公表した場合は、下記の例に従い成果を現地演習林宛に 1 部提出して下さい。

#### 『例』

卒研など	→	製本されたもの または 別刷り（コピーも可）
学会発表	→	講演要旨集のコピー
学会誌	→	別刷り